

○ 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領（平成2年6月7日付け2構改D第240号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
1～4 （略） 5 要綱第5の事業採択申請書及び事業計画概要書は、 <u>被害総額を確認後速やかに</u> 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。 6・7 （略）	1～4 （略） 5 要綱第5の事業採択申請書及び事業計画概要書は、 <u>災害発生後60日以内に</u> 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。 6・7 （略）

附 則

この通知は、令和6年6月3日から施行する。